

発売

信濃町商工会で7月15日から発売を開始します
しなのまち地域振興商品券を発売!

問 産業観光課 商工観光係 ☎(255)3114
信濃町商工会 ☎(255)4311

町民世帯の負担軽減や町内の消費喚起を目的に、20%プレミアム付
き地域振興商品券を7月15日から販売します。

4月から消費税率の引き上げ
で増えた町民世帯の負担を減らし、
町内の消費喚起を目的に20%プレ
ミアム付き地域振興商品券を販売
します。町内約100の取扱店で使用
でき、10,000冊限定で販売さ
れるプレミアム商品券です。お早め
にお買い求めください。

販売開始 7月15日
有効期限 7月15日～10月31日

購入方法等 詳細は広報しなの
7月号と同時配布した「2014し
なのまち地域振興商品券購入券」
をご覧ください。

スタンプラリー同時開催!
しなのまち地域振興商品券のお
買い物でスタンプを5つ集めると、
豪華賞品の応募券になります。

購入券は大切に保管してください。
2014しなのまち地域振興 商品券購入券
しなのまち地域振興商品券を販売いたします。
購入には、この「商品券購入券」が必要です。
この購入券があれば、商品券は購入いただけます。【コピー等の複製不可】
なお、商品券購入にあたっては下記についてご留意下さい。

福祉

対象世帯の皆様は手続きをお願いします
福祉医療費受給者証の更新手続き

問 住民福祉課 福祉係 ☎(255)1179

福祉医療費受給者証の有効期限が7月31日までの方に、更新手続き
の書類をお送りします。期間満了までに更新手続きをしてください。

手続きの対象者 8月1日以
降も福祉医療費の受給対象となる、
障がい者・母子・父子家庭の方で、
有効期限が切れる方

福祉医療費の内容 医療費自己
負担分のうち500円を超える部
分を町が支給する制度です。
受給者証の更新手続き 7月31

日有効期限の受給者証をお持ちの
方で8月以降も引き続き対象にな
る方には、更新の書類を郵送しま
すので、窓口で手続きください。

対象条件 同一世帯内で所得の
増加や新たに課税対象になった方
がいる場合は、福祉医療の受給対
象から外れることがあります。

年金

免除等の受付を開始します
国民年金保険料免除等の申請について

問 住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

平成26年度分、国民年金保険料の免除等の受付を7月2日から開始
します。

厚生年金や共済年金に加入して
いた方が退職されると、国民年金
への加入手続きが必要となります。

経済的な理由などで国民年金保険
料を納めることが困難な場合、申
請によって保険料の納付が免除され
る制度があります。所得が一定額以

下の場合に免除が承認されます。
審査対象期間 平成26年7月～
平成27年6月分

その他 免除期間が10年以内で
あれば、さかのぼって納付でき年金
を増額することができます。詳細は
住民国保年金係へご相談ください。

変更

信濃町総合体育館からのお知らせ
日曜日の夜間は閉館します

問 信濃町総合体育館 ☎(255)5566

日曜日の夜間(午後5時～午後10時)の申込みがほとんどありません。
経費削減のため、この時間帯は総合体育館を閉館します。

総合会館の物件費・電気料等の
経費を削減するため、申込みの少
ない日曜日の夜間(午後5時～午
後10時)は総合体育館を閉館します。
なお、事前に申込みがあれば開
館しますので、前日の土曜日、午後
5時までに総合体育館へご連絡を
お願いします。

届出

建物を壊した場合はお忘れのないように!
家屋に関する届出のお願い

問 総務課 税務係 ☎(255)5921

固定資産税の家屋は毎年1月1日現在の家屋(補充)課税台帳に基
づき賦課されます。家屋を壊した場合など届出が必要です。



取り壊した家屋については、翌年
度から課税されませんが、未登記
の家屋などは届出がないと誤って課
税される場合があります。適正な
課税の基礎となる評価額を算出す
るため、職員が現地調査に伺いま
す。次の方は必ずお知らせください。
◎家屋を新増築した場合
◎納税義務者が亡くなった場合
◎未登記家屋の所有者名義を変更
した場合

納付

本年度の保険税額をご確認ください
国保税の納税通知書をお届けします

問 住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

国民健康保険税の年税額が確定しました。納税通知書を7月中旬に
お届けします。内容をご確認ください。

本年度の保険税率は据え置きで
すが、税制改正に伴い賦課限度額
の引き上げをしました。また、所得
が一定以下の世帯に対する保険税の
軽減を拡充しました。該当する世
帯については、所得の申告(確定申
告等)に基づいて保険税を算出して
います。なお、未申告の方がいると
軽減を受けられない場合があります。
国民健康保険は加入者全員の相

- 国民健康保険税の限度額
◎医療分 51万円(据え置き)
◎支援分 16万円(2万円増)
◎介護分 14万円(2万円増)
↓合計限度額 81万円
※詳細は、お問合せください。

国保

現在の受給者証は7月31日が有効期限
国保高齢受給者証が更新されます

問 住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

現在交付されている「国民健康
保険高齢受給者証」の有効期限は
平成26年7月31日です。
更新後の新しい受給者証を7月
一度更新しています。

末までに郵送しますので、8月1
日以降に医療機関を受診する際は、
新しい受給者証を必ず提示してく
ださい。